

薬生食監発 0326 第 3 号  
令和 3 年 3 月 26 日

各 

都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区
----------------------------

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

調理機能を有する自動販売機の「高度な機能」の条件に関する  
適合確認について

令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」の第 1.1 イ（2）（ii）において、調理機能を有する自動販売機（以下「自動販売機」という。）につき、「高度な機能を有し、屋内に設置されたものは届出の対象とすること。」とし、「高度な機能」の条件を満たす自動販売機の機種のリストを、令和 2 年 7 月 22 日付け薬生食監発 0722 第 4 号当職通知「「高度な機能」の条件を満たす自動販売機の機種のリストについて」においてお知らせしたところですが、今般、「高度な機能」の条件について、別紙のとおり整理しましたので、お知らせします。

なお、食品等事業者から、リストに掲載されていない自動販売機をリストに掲載して欲しい等の相談を受けた場合には、当該自動販売機が別紙に示す「高度な機能の条件」に合致することが分かる資料を添えて当課宛て連絡をお願いします。